

## 東京都立五日市高等学校 校則（生活の心得や規定）

充実した高校生活を送るためには、基本的な生活習慣を確立するとともに、集団での生活の仕方を身に付けることが基盤となります。以下の心得やルール及び手続きを十分に理解し、行動をしてください。

### 1. 基本心得

- (1) 高校生として学校生活を中心とした望ましい生活を心がける。
- (2) 社会や学校のルールやマナーを守る。特に、服装・頭髪等の身だしなみは、端正・調和・清潔を心がける。
- (3) 言葉づかいと礼儀作法に留意し、常に品位を保つ。また、友人との交際は、常に互いを尊重し、正しい友情をもとに行う。
- (4) 学校内外の美化に努め、物品や施設及び資源や環境を大切にする。

### 2. 規則や留意点

ここでの許可や届出は、原則として「生活指導部」で扱う。

- (1) 登下校は公共交通機関（電車又はバス）を用いる。自転車での登校は許可を得る。また、武蔵五日市駅から学校までは、指定の通学路を用いる。
- (2) 車内や通学路は公共の場所であることをわきまえ、飲食や携帯電話の使用等はマナーを守る。また、会話や歩行の仕方にも注意をする。
- (3) 制服は本校指定のものを着用する。また、ピアスなどの装飾品を禁止する。
- (4) 化粧をしてはならない。また、脱色や染色など、頭髪に手を加えてはならない。
- (5) 登校は定められた時間までにし、予鈴時は教室にいる。下校は17時までに行う。ただし、部活動や行事に関連して許可を得れば居残りは18時（最終下校は18時15分）までできる。
- (6) 登校後は無断外出をしてはならない。外出をする場合は許可を得る。
- (7) 学業に必要な書籍及び道具のほかは、校内持込みをしてはならない。携帯電話の持込みは、扱い上のルールを守ることを前提として認める。
- (8) 生徒会活動（クラス活動、部活動や委員会等）には積極的に参加する。なお、活動は規定に沿う。
- (9) アルバイトは、保護者の同意のもと、学校生活に支障をきたさない範囲内で行う。
- (10) 喫煙・飲酒等の違法行為は固く禁ずる。その購入・所持も禁ずる。
- (11) 自動車やバイク等での登下校は禁止する。制服着用してのバイク等の乗車・運転は登下校に関わらず禁止する。また、保護者以外が運転する車両に同乗し登下校することも禁止とする。
- (12) 校内外での掲示や放送は、許可を得る。

- (13)校内の施設や物品の借用は全て許可を得る。また、施設や物品を破損したり紛失したりした場合は速やかに申し出る。この場合、原則として弁償するものとする。
- (14)遺失物・拾得物はただちに届け出をする。
- (15)ゴミの散乱、トイレトペーパーの無駄遣いをしないなど、資源を大切にし、環境に配慮した行動をする。
- (16)盗難被害にあった場合は、疑わしい場合も含め、ただちに届け出をする。
- (17)ロッカーや下駄箱は、それぞれに指定されたものを使用する。
- (18)休日等に登校する場合は、事前に担任や顧問を通じて許可を得る。また、部活動等で校外活動をする場合も同様に許可を得る。
- (19)いじめや暴力・暴言等の問題行動は、学校と家庭で連携をとり、十分に時間をかけての指導となる。相手や周囲の人が、不愉快な思いをしたり、脅威を感じたりするなどの行動は慎む。
- (20)教職員の指導や呼びかけ、注意を無視してはならない。

### 3. 服装・頭髪に関する規定

- (1)服装は端正・調和・清潔を心がけること。
- (2)制服は本校指定のものを着用すること。
- (3)登下校は制服を着用すること。ただし5月～10月は指定するベストまたはセーター（ブレザーを着用しない）での登下校も認める。
- (4)登下校の履物は靴を原則とする。校舎内では上履きを使用すること。
- (5)上記のことがやむを得ない事情で守れない時は、担任に申し出ること。
- (6)夏用制服の着用期間は5月から10月までとする。ただし、冬服の着用も認める。
- (7)頭髪は基本的に高校生らしいものとし、染色をはじめ加工等を行わない。また、エクステや過度な髪飾り等着用しない。なお、詳細は別途定める。

#### 付 則

- (1)服装・持物・頭髪・身だしなみ等の個々の具体的な適否については、就職試験や面接試験を受けるのに適当であるかどうかと、服装規定1項〈端正・調和・清潔を心がける〉に準じて判断する。したがって、高校生として不適當なもの、不必要なもの、支障のあるもの、特異なもの、華美なもの、いたずらに流行を追ったものは禁止する。
- (2)服装について
  - ①学校指定のブレザー、スラックス又はスカート、ネクタイ又はリボンとし、ワイシャツ又はブラウス、靴下を着用する。夏季はブレザーを着用しなくてもよい。
  - ②夏季は、ブレザー、ネクタイ・リボン、指定のベスト・セーターの着用を任意とする。ただし、ブレザーを着用する際はネクタイ・リボンを着用すること。なお、冬用ズボン・スカートを夏用の代わりに着用してもよい。

- ③ワイシャツ・ブラウスの色は白とする。夏季はワイシャツ・ブラウスの代わりにポロシャツの着用も可とする。ただし、ポロシャツの色は、「白・黒・紺」とし、デザインは「ワンポイントのみ」とする。
- ④生地・色・デザイン・サイズを変更してはならない。また、各自で任意に加工したり、作製してはならないし、加工したものを譲り受けてもいけない。加工している場合は買い直しを求める。
- ⑤制服の着用の仕方を変更してはならない。
- ⑥ベスト、セーターは学校指定のものに限る。
- ⑦防寒用にコートを着用するときは、黒・紺・灰のコートやそれに準ずる華美でないものを可とし、就職試験に着ていけるものを基本とする
  - 1. コートはブレザーを羽織り、なお寒い場合にブレザーの上から着用すること ※ブレザーを着ないまま、コートを羽織ることは禁止
  - 2. コートは「同色・同生地であり、ワンポイントまで」のものを着用すること ※上記にあてはまれば、ダウンやアウター等も可
  - 3. コートの「校内ルール」…職員室や教科準備室、教室での着用は原則禁止とする。きちんと脱いでから入室することを心掛ける
- ⑧スカート丈は膝、スラックスの丈はかかととする。
- ⑨靴下の色は、「白・黒・紺」とし、長さは膝下までとする。
- (3) 頭髪に作為を加えるパーマ・染毛、化粧、口紅、色付リップ、マニキュア、ピアス、ネックレス等のアクセサリーを禁止する。
- (4) この付則のいずれかに違反し、改善される見込みがない場合は特別な指導を課す。

#### 4. ロッカー・下駄箱使用規定

ロッカー・下駄箱は各個人に年度当初に割り振られたものを大切に使用し年度末等の使用終了時に元の状態にする。具体的には以下のことを守る。

- (1) 個人用ロッカーは毎年4月に貸与し、翌3月に返納する
- (2) 鍵は初回のみ積立金から用意する。※紛失した場合は各自で用意する。
- (3) 各個人は次のことに留意して使用する。
  - ①危険物を入れない。
  - ②貴重品は持ち帰る。
  - ③扉は必ず閉め、鍵をかける。
  - ④汚したり破損したりしない。
  - ⑤他人のロッカー・下駄箱を使用しない。
  - ⑥乱暴な取扱いをしない。
  - ⑦長期休業中は荷物を置いたままにしない。
- (4) 破損した場合は、一般の施設工具の破損の場合に準じる。ただし、事務室に届け出る前に生活指導部担当者にも届ける。
- (5) 学年末には、HR担任に内部点検を受けた後に返納する。

## 5. 自転車通学について

- (1) 生徒は原則として公共交通機関を利用する。
- (2) 学校と駅までの直線距離を半径とした円の範囲からは、自転車通学を認めない。よって、武蔵五日市駅と学校の通学に自転車の使用は認めない。
- (3) 自転車で通学する必要がある生徒は、保護者と連名で許可願を提出する。
- (4) 自転車通学の許可は、「自転車等保険加入」及び「ヘルメットの着用」を必須とする。
- (5) 許可された者は、学校指定のステッカーを自転車の所定の位置に貼る。